

## 1 令和 7（2025）年度シーリング案について

### （1）総論

- ① 広大な県土に対し医師の絶対数が少数の島根県にはシーリングを設けないこと。
- ② シーリングの算定方法や基礎数値を明らかにすること。
- ③ シーリング数は、制度開始以降、変更なく 2018 年の数値をもとに計算されており、現在の実態を表した設定となっているか検証すること。

### （2）特別地域連携プログラムについて

- ① 専門研修期間だけではなく、その先の偏在対策を見据えた仕組みとなるよう考えていくこと。
- ② 実績では、東京都のプログラムが大半を占めており、研修期間の設定や専攻医採用が地方で進む運用となっているか検証すること。
- ③ 新たな要件は、都道府県内での医師の集中などが懸念されるため、地域偏在の解消に資するものとなるよう、慎重に検討すること。

### （3）地域枠等医師の取り扱い

- ① 地域医療対策協議会が申請した地域枠等医師は診療科毎のシーリングの有無にかかわらず、次年度のシーリング計算から除く（枠外とする）よう必要な措置を講じること。
- ② 地域枠等医師のシーリングにおける取り扱いについては、都道府県等に対する事前の丁寧な説明及び情報提供を行うこと。

## 2 その他の意見

専門研修制度における地域枠医師の取扱いと専門医の認定について

- ① 専門医の不認定にあたって生じる問題点については、国が主導して解決を行うこと。
- ② 不同意に関する手続きや法的整理を明らかにすること。

## 1. 厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請（R2.10.5）

「今後、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこと。認定する場合も、都道府県の了承を得ること。」

## 2. 地域枠および従事要件のある専攻医の取り扱いについて （R5.10.24） 日本専門医機構ホームページに掲載

地域枠で入学した医師の地域医療に対する意識は極めて高く評価されており、今後も地域医療の発展のためにはならないものになっていることは各方面の一致した見解である。

したがって、地域枠出身者の地域定着は地域医療としても重要な課題になっていることは地域医療を担う大学・医師会・自治体などが積極的に考えていくべきものと思われる。

一方で、都道府県もしくは当該大学との間の不同意のままの地域枠医師の従事要件離脱が問題となっている。しかし、最近の調査では離脱率も極めて低くなっていることが確認されている。都道府県もしくは大学の努力によるものと敬意を表す。

しかし、少数ながら不同意のまま従事要件離脱の専攻医が存在することも事実である。

プログラム統括責任者におかれては、地域枠の医師の専門研修プログラムについて、十分に地域医療を担う大学・医師会・自治体との協議の上、従事要件に適合しかつ充実したプログラムの作成をお願いしたい。

問題は不同意のまま従事要件を離脱して専門研修を開始し、修了した場合にそれを「専門医として認めない」とした本機構のホームページ上の文言である。

本来は、その前の時点で、プログラムの修正などを求めるとしたものが、“認定しない”と読み取られかねないことに問題が生じた。

そこで、不同意離脱に対する本機構の態度を再度検討し、以下のよう

1. 本条件はあくまで都道府県もしくは大学と専攻医の間の“取り決め”であることから、当事者同士で十分な検討がなされるべきものと考えられる。
2. 専門医機構はプログラム統括責任者に専攻医の専門研修の充実を依頼する立場にある。
3. 当事者同士の協議で不同意になった場合は当該都道府県とともに専門医機構はプログラム統括責任者にプログラムの再考を促す。
4. 都道府県から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合は、専門医機構は都道府県もしくはプログラム統括責任者と専攻医の間で問題を解決できるよう橋渡しをする努力をする。

5. プログラムが開始された後でも、都道府県から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合には、専門医機構はプログラム統括責任者と専攻医の間で専攻医が不利にならないような解決策を提案する努力をする。
6. 日本専門医機構は、専攻医が、こうした協議による解決策に応じることを期待するものである。しかし、解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる。

なお、産業医科大学などを卒業し従事要件の課せられた専攻医についても上記に準じて対応するところである。

1.～5.については、本紙公表時点から、6.については2024年度専攻医採用及び本紙公表以降のプログラム等の異動から適用するものとする。